

令和2年6月高浜市議会定例会会議録（第1号）

令和2年6月高浜市議会定例会は、令和2年6月11日
午前10時高浜市議場に招集された。

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
(諸報告)
- 日程第3 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第4 同意第3号 高浜市農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合について
- 同意第4号 農業委員会委員の任命について
- 同意第5号 農業委員会委員の任命について
- 同意第6号 農業委員会委員の任命について
- 同意第7号 農業委員会委員の任命について
- 同意第8号 農業委員会委員の任命について
- 同意第9号 農業委員会委員の任命について
- 同意第10号 農業委員会委員の任命について
- 同意第11号 農業委員会委員の任命について
- 同意第12号 農業委員会委員の任命について
- 同意第13号 農業委員会委員の任命について
- 同意第14号 農業委員会委員の任命について
- 同意第15号 農業委員会委員の任命について
- 日程第5 議案第32号 高浜市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 議案第33号 高浜市税条例等の一部改正について
- 議案第34号 高浜市都市計画税条例の一部改正について
- 議案第35号 高浜市国民健康保険条例の一部改正について
- 議案第36号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第37号 高浜市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 議案第38号 高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 議案第39号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正について

- 議案第40号 高浜市体育センターの設置及び管理に関する条例の廃止について
 議案第41号 高浜市地域交流施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
 議案第42号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について
 議案第43号 高浜市児童センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
 議案第44号 高浜市スポーツ施設の指定管理者の指定の変更について
 議案第45号 事業契約の変更について

- 日程第6 議案第46号 令和2年度高浜市一般会計補正予算（第4回）
 議案第47号 令和2年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）
 議案第48号 令和2年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第1回）
 議案第49号 令和2年度高浜市水道事業会計補正予算（第1回）

- 日程第7 報告第3号 権利放棄の報告について
 報告第4号 繰越明許費繰越計算書（一般会計）
 報告第5号 令和元年度高浜市土地開発公社の経営状況について
 報告第6号 令和元年度高浜市総合サービス株式会社の経営状況について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

1番	荒川 義孝	2番	神谷 直子
3番	杉浦 康憲	4番	神谷 利盛
5番	岡田 公作	6番	柴田 耕一
7番	長谷川 広昌	8番	黒川 美克
9番	柳沢 英希	10番	杉浦 辰夫
11番	北川 広人	12番	鈴木 勝彦
13番	今原 ゆかり	14番	小嶋 克文
15番	内藤 とし子	16番	倉田 利奈

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市	長	吉岡 初浩
副市	長	神谷 坂敏
教育	長	都築 公人
企画	部長	深谷 直弘
総務	部長	内田 徹

行政グループリーダー	板 倉 宏 幸
行政グループ主幹	久 世 直 子
財務グループリーダー	竹 内 正 夫
財務グループ主幹	清 水 健
市 民 部 長	磯 村 和 志
市民窓口グループリーダー	中 川 幸 紀
経済環境グループリーダー	田 中 秀 彦
経済環境グループ主幹	東 條 光 穂
税務グループリーダー	亀 井 勝 彦
税務グループ主幹	都 筑 達 明
福 祉 部 長	加 藤 一 志
介護障がいグループリーダー	野 口 恒 夫
こども未来部長	木 村 忠 好
こども育成グループリーダー	磯 村 順 司
文化スポーツグループリーダー	鈴 木 明 美
都 市 政 策 部 長	杉 浦 義 人
都市計画グループリーダー	島 口 靖
防災防犯グループリーダー	神 谷 義 直
上下水道グループリーダー	清 水 洋 己
上下水道グループ主幹	石 川 良 彦
学校経営グループリーダー	岡 島 正 明
学校経営グループ主幹	鈴 木 剛

職務のため出席した議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	大 岡 英 城
副 主 幹	神 谷 直 子
主 査	杉 浦 幸 宏

議事の経過

○議長（杉浦辰夫） 皆さん、おはようございます。

議員各位には、公私とも御多用のところ御出席を賜り厚くお礼申し上げます。

6月定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、市制施行50周年を迎えるためのPR活動の一環として、50周年記念シンボルマーク及びキャッチフレーズ入りの記念Tシャツを議員及び執行部の皆様が着用しております。

本会議の映像配信を通して、市民の皆様とともに議員及び職員が一丸となって、市制施行50周年の機運をより一層高めるようPRするためでありますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

また、本定例会においては、3月定例会に引き続き新型コロナウイルス感染拡大防止のため、傍聴の自粛をお願いしております。皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

本定例会に提案されました諸案件につきましては、議員各位におかれましては市民の要望に応えるべく、厳正かつ公正なる御審議を賜りますようお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

午前10時00分開会

○議長（杉浦辰夫） ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和2年6月高浜市議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

ここで、市長より招集挨拶があります。

市長。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 皆さん、おはようございます。

本定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、令和2年6月高浜市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には大変お忙しい中を全員の方に御参集をいただきまして、誠にありがとうございました。

日頃より市政各般にわたりまして、格別の御尽力をいただいておりますことを厚く御礼を申し上げます。

また、本日は、50周年の記念のTシャツの着用での議会での出席に御理解を賜りまして、重ねて御礼を申し上げます。

さて、本日提案をさせていただきます案件でございますが、諮問1件、同意13件、議案18件、報告4件の計36件を御審議いただくものでございます。

詳細につきましては、副市長及び担当部長より説明をさせていただきますので、慎重な御審議の上、御意見、御可決、御同意、あるいはお聴き取り賜りますようお願い申し上げまして、招集挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

午前10時3分開議

○議長（杉浦辰夫） これより会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦辰夫） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

○議長（杉浦辰夫） 日程第1 会議録署名議員の指名を議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦辰夫） 御異議なしと認めます。よって、4番、神谷利盛議員、5番、岡田公作議員を指名いたします。

○議長（杉浦辰夫） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期については、あらかじめ議会運営委員会で協議されておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、北川広人議員。

〔議会運営委員長 北川広人 登壇〕

○議会運営委員長（北川広人） 皆さん、おはようございます。

御指名をいただきましたので、議会運営委員会の御報告を申し上げます。

本日、招集されました令和2年6月高浜市議会定例会の運営につきましては、去る3月17日及び6月4日に議会運営委員会を委員全員出席の下に開催をいたしました。

当局より提示されました案件につきまして検討をいたしました結果、会期は本日より6月30日までの20日間と決定をいたしました。

会議日程及び議案の取扱いにつきまして、本日は諮問第1号及び同意第3号から同意第15号までを即決でお願いし、議案第32号から議案第49号までの上程、説明並びに報告第3号から報告第6号までについて報告を受けます。

6月16日及び17日の2日間は一般質問を行い、一般質問終了後、関連質問を行います。

6月19日に、議案第32号から議案第49号までについて総括質疑を行い、総務建設委員会については、議案第32号から議案第38号まで及び議案第46号、議案第47号並びに議案第49号を付託、福祉文教委員会については、議案第39号から議案第46号まで及び議案第49号を付託し、審査願うことに決定いたしました。

常任委員会の日程につきましては、既に配付してあります日程表のとおりですので、御承知をいただきますようお願いをいたします。

最終日の6月30日は、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決の順に行います。

6月定例会が円滑に進行できますよう格段の御協力をお願い申し上げまして、御報告とさせていただきます。

〔議会運営委員長 北川広人 降壇〕

○議長（杉浦辰夫） ただいま議会運営委員長の報告がありました。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から6月30日までの20日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦辰夫） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から6月30日までの20日間と決定いたしました。

ここで諸般の事項について御報告いたします。

5月分までの一般会計、特別会計及び企業会計の例月出納検査報告書及び定期監査報告書が監査委員より提出され、議会図書室にて保管いたしておりますので、随時御覧をお願いいたします。報告事項は以上であります。

○議長（杉浦辰夫） 日程第3 諮問第1号 人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（神谷坂敏） それでは、諮問第1号 人権擁護委員の推薦について提案理由の御説明を申し上げます。

議案参考資料の1ページを併せて御覧いただきますようお願い申し上げます。

本案は、現委員の榊原純一氏が本年9月30日で任期満了となりますので、その後任として新たに神谷弘一氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の御意見をいただきたく諮問をお願いいたすものでございます。

同氏は、長年、本県の県立高等学校で教職にあられ、平成21年4月から教頭、平成27年4月からは校長という要職にあられました。また、愛知県三河情報処理教育センター研究指導主事、愛知県教育委員会管理主事を務められるなど、幅広い知識と豊かな経験を有しておられ、誠実なお人柄と豊かな御経験は、人権相談や啓発、人権侵害での被害者救済に当たりまして、公平かつ厳正に行っていただけるものと確信をいたしております。

何とぞ御同意を賜りますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。よろしくお祈りいたします。

○議長（杉浦辰夫） これより質疑に入ります。

[発言する者なし]

○議長（杉浦辰夫） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

[発言する者なし]

○議長（杉浦辰夫） 賛成討論を求めます。

9番、柳沢英希議員。

[9番 柳沢英希 登壇]

○9番（柳沢英希） おはようございます。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦について、市政クラブを代表しまして賛成の討論をさせていただきます。

さきの当局の説明にありましたとおりで、神谷弘一氏は高校の教諭を多年、大体約35年勤めてきた方でありまして、また、その中で人権擁護にも携わっていたという経歴があると伺っております。地域でも街路樹の美化活動にも多年にわたり御協力をいただいております。前任の榊原純一氏同様に信頼のおける方の一人でありますということでございますので、ぜひとも皆様方の御賛同をいただきまして、賛成の市政クラブを代表しましての討論とさせていただきます。よろしくお願ひします。

[9番 柳沢英希 降壇]

○議長（杉浦辰夫） 反対討論を求めます。

[発言する者なし]

○議長（杉浦辰夫） 賛成討論を求めます。

[発言する者なし]

○議長（杉浦辰夫） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦について、原案に異議のない旨答申することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、諮問第1号は原案に異議のない旨答申することに決定いたしました。

○議長（杉浦辰夫） 日程第4 同意第3号から同意第15号までを会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（神谷坂敏） それでは、同意第3号 高浜市農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合について、提案理由の御説明を申し上げます。

農業委員会等に関する法律第8条第5項では「農業委員会委員の任命にあたっては、認定農業者等が委員の過半数を占めるようにしなければならない」と規定をされております。ただし、区域内における認定農業者等またはこれらに準ずる者の数が少なく、委員の任命に著しく困難を生ずることとなる場合は、議会の同意を得ることでこの要件が緩和されることになっております。

本市の場合、農業委員会委員の定数は12人と定められており、この度、任期満了に伴う委員募集を行ったところ、定数と同じ12人の推薦及び応募がございましたが、このうち認定農業者等は5人であり、委員の過半数に達しませんでした。

したがいまして、本案は、農業委員会等に関する法律第8条第5項ただし書及び同法施行規則第2条第2号の規定に基づき、委員に占める認定農業者等またはこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることにつきまして、提案をさせていただくものでございます。

何とぞ御同意を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、同意第4号から同意第15号までの農業委員会委員の任命について、提案の理由の説明を申し上げます。

議案参考資料の1ページから6ページまでを併せて御覧いただきますよう、お願い申し上げます。

この12件の同意案件は、現在の農業委員会委員の任期が本年7月19日で満了となることから、引き続き10名を再度任命し、新たに2名を任命するため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の御同意を賜りたく提案させていただくものでございます。

初めに、同意第4号は、引き続き荒川明人氏の任命をお願いいたすものであります。

同氏は、農用地利用改善組合からの推薦をいただいた方で、同組合の副組合長をはじめ、あいち中央農業協同組合理事、西三河農業共済組合理事などを務められ、認定農業者として幅広い経験を有しておられます。平成26年7月より農業委員として御尽力をいただいております。農業に対する豊かな御経験から、他の農業者からの信頼も厚く、農政に係る審査及び決定を公平かつ厳正に行っていただけるものと確信をいたしております。

次に、同意第5号は、引き続き伊藤詠子氏の任命をお願いいたすものであります。

同氏は、農用地利用改善組合からの推薦をいただいた方で、現在、同組合農業振興事業委員をはじめ、農村生活アドバイザーをお務めいただき、認定農業者として幅広い知識と経験を有するとともに、地元農産物を使用した特産物加工にも取り組まれております。平成29年7月より農業委員として御尽力をいただいております。温厚なお人柄と女性農業者として積極的に活動される姿勢からも、農政に係る審査及び決定を公平かつ厳正に行っていただけるものと確信をいたしております。

ます。

次に、同意第6号は、引き続き神谷信夫氏の任命をお願いいたすものであります。

同氏は、農用地利用改善組合からの推薦をいただいた方で、現在、同組合の監事をはじめ、あいち中央農業協同組合理事を務められるなど、認定農業者としての幅広い知識と経験を有しておられます。平成23年7月より農業委員として御尽力をいただいております、誠実、温厚なお人柄と農業に対する熱意は、農政に係る審査及び決定を公平かつ厳正に行っていただけるものと確信をいたしております。

次に、同意第7号は、引き続き川角陸広氏の任命をお願いいたすものであります。

同氏は、農用地利用改善組合からの推薦をいただいた方で、現在、同組合農地流動化事業委員、農業経営士をお務めいただき、認定農業者としての幅広い知識を有しておられます。平成29年7月より農業委員として御尽力をいただいております、温厚なお人柄と豊かな御経験は、農政に係る審査及び決定を公平かつ厳正に行っていただけるものと確信をいたしております。

次に、同意第8号は、引き続き川角紀美氏の任命をお願いいたすものであります。

同氏は、農用地利用改善組合からの推薦をいただいた方で、現在、同組合の役員をお務めいただいております、農業者としての幅広い知識を有するとともに、町内会長の経験もお持ちであります。平成29年7月より農業委員として御尽力をいただいております、誠実なお人柄と農業に対する経験は、農政に係る審査及び決定を公平かつ厳正に行っていただけるものと確信をいたしております。

次に、同意第9号は、引き続き川角満乗氏の任命をお願いいたすものであります。

同氏は、農用地利用改善組合からの推薦をいただいた方で、長年、本市の行政職員として市政進展に御尽力される中、農業政策にも携われ、御退職後は町内会長、都市計画審議会委員長、あいち中央農業協同組合理事を務められるなど、幅広い知識と豊かな経験を有しておられます。平成29年7月より農業委員として御尽力をいただいております、誠実なお人柄で農業に関する識見も高く、農政に係る審査及び決定を公平かつ厳正に行っていただけるものと確信をいたしております。

次に、同意第10号は、引き続き杉浦巖氏の任命をお願いいたすものであります。

同氏は、農用地利用改善組合からの推薦をいただいた方で、現在、同組合農地流動化事業委員、愛知県農業共済組合理事、高取地区配水総代をお務めいただき、認定農業者としての幅広い知識と経験を有しておられます。平成20年7月より農業委員として御尽力をいただいております、誠実なお人柄と農業に対する熱意は、農政に係る審査及び決定を公平かつ厳正に行っていただけるものと確信をいたしております。

次に、同意第11号は、引き続き杉浦さよ子氏の任命をお願いいたすものであります。

同氏は、農用地利用改善組合からの推薦をいただいた方で、現在、同組合農業振興事業委員をお務めいただくとともに、地域婦人会連絡協議会会長や赤十字奉仕団委員長の御経験があり、各

機関からの信頼も厚い方でございます。平成26年7月より農業委員として御尽力をいただいております。誠実なお人柄と農業に対する豊かな御経験から、農政に係る審査及び決定を公平かつ厳正に行っていただけるものと確信をいたしております。

次に、同意第12号は、引き続き内藤克弘氏の任命をお願いいたすものであります。

同氏は、農用地利用改善組合からの推薦をいただいた方で、現在、同組合転作事業委員をお務めいただいております。加えて、農業委員会からの代表として、都市計画審議会委員及び都市計画マスタープラン策定委員もお務めいただいております。平成26年7月より農業委員として御尽力をいただいております。温厚なお人柄と農業に対する豊かな御経験は、農政に係る審査及び決定を公平かつ厳正に行っていただけるものと確信をいたしております。

次に、同意第13号は、引き続き三浦京子氏の任命をお願いいたすものであります。

同氏は、日頃から農業に関心を持たれ、平成29年7月より、農業委員として御尽力をいただいております。また、本市の介護保険審議会委員もお務めいただいております。誠実なお人柄に加えて、市民の目線から率直な御意見をいただけることから、農政に係る審査及び決定を公平かつ厳正に行っていただけるものと確信をいたしております。

次に、同意第14号は、新たに神谷博隆氏の任命をお願いいたすものであります。

同氏は、農用地利用改善組合からの推薦をいただいた方で、同組合農業振興事業委員の経験があり、農業者としての知識も有しておられます。平成29年7月より、農地利用最適化推進委員として御尽力をいただいております。温厚なお人柄と農業に対する豊かな御経験は、農政に係る審査及び決定を公平かつ厳正に行っていただけるものと確信をいたしております。

最後に、同意第15号は、新たに内藤和幸氏の任命をお願いいたすものであります。

同氏は、農用地利用改善組合からの推薦をいただいた方で、町内会長、吉浜北部配水総代を務められた経験があり、農業者としての知識もお持ちの方であります。誠実なお人柄と農業に対する熱意は、農政に係る審査及び決定を公平かつ厳正に行っていただけるものと確信をいたしております。

以上、申し上げました12名の方を本市農業委員会委員に任命することにつきまして、御同意を賜りますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（杉浦辰夫） これより質疑に入ります。

なお、質疑に当たりましては、同意第何号であるかをお示しいただきますようお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦辰夫） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

[発言する者なし]

○議長（杉浦辰夫） 賛成討論を求めます。

[発言する者なし]

○議長（杉浦辰夫） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

同意第3号 高浜市農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、同意第3号は原案に同意することに決定いたしました。

同意第4号 農業委員会委員の任命について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、同意第4号は原案に同意することに決定いたしました。

同意第5号 農業委員会委員の任命について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、同意第5号は原案に同意することに決定いたしました。

同意第6号 農業委員会委員の任命について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、同意第6号は原案に同意することに決定いたしました。

同意第7号 農業委員会委員の任命について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、同意第7号は原案に同意することに決定いたしました。

同意第8号 農業委員会委員の任命について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、同意第8号は原案に同意することに決定いたしました。

同意第9号 農業委員会委員の任命について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、同意第9号は原案に同意することに決定いたしました。

同意第10号 農業委員会委員の任命について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、同意第10号は原案に同意することに決定いたしました。

同意第11号 農業委員会委員の任命について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、同意第11号は原案に同意することに決定いたしました。

同意第12号 農業委員会委員の任命について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、同意第12号は原案に同意することに決定いたしました。

同意第13号 農業委員会委員の任命について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、同意第13号は原案に同意することに決定いたしました。

同意第14号 農業委員会委員の任命について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、同意第14号は原案に同意することに決定いたしました。

同意第15号 農業委員会委員の任命について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求め

ます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、同意第15号は原案に同意することに決定いたしました。

○議長（杉浦辰夫） 日程第5 議案第32号から議案第45号までを会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（内田 徹） それでは、議案第32号 高浜市固定資産評価審査委員会条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正により、その題名が改められたことに伴い、同法を引用する本条例について条文の整備を行うものであります。

改正の内容は、第8条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項」に改めるものであります。

なお、この条例は、附則において公布の日から施行することといたしております。

説明は以上のとおりでございます。よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉浦辰夫） 市民部長。

○市民部長（磯村和志） それでは、議案第33号から議案第37号までの5議案について御説明申し上げます。

まず、議案第33号、第34号につきましては、第201回通常国会において令和2年3月27日に成立し、3月31日に公布されました地方税法等の一部を改正する法律の施行及び令和2年4月30日に成立し、同日に公布されました地方税法等の一部を改正する法律の施行に基づき、所要の規定の整備を行うものであります。

初めに、議案第33号 高浜市税条例等の一部改正について、主な改正点を順次御説明申し上げます。

別添の参考資料及び新旧対照表も併せて御覧ください。

では、第1条の主な改正を申し上げます。

まず、個人市民税における非課税の範囲を定める第26条、所得控除を定める第33条の2の改正ですが、これまでは配偶者との死別・離婚等の理由により、家族の生計を支えていかなければならない者に対しての税制上の仕組みとして、人的非課税や所得控除において寡婦、寡夫控除の制

度が設けられておりましたが、未婚のひとり親については人的非課税要件や所得控除の対象となっておりませんでした。

今回の改正では、全てのひとり親家庭の子どもに対して公平な税制を実現する観点から、所得税と同様に、婚姻歴の有無による不公平と男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平を同時に解消するために、人的非課税措置にひとり親を対象に追加するとともに、所得控除についてもひとり親控除を追加し、従来の寡婦、寡夫控除の要件を見直すものであります。

なお、施行期日はいずれも令和3年1月1日であります。

次に、固定資産税の改正では、近年、人口減少・高齢化の進展に伴う土地利用ニーズの低下や地方から都市部への人口移動等により、全国的に所有者不明の土地、空き家が増加しております。

こうした土地等に対する固定資産税の課税が課題となっており、地方団体からの要望に基づき、今回地方税法が改正されました。

固定資産税の納税義務者等を定める第52条は、住民票、戸籍等の公簿上の調査を行っても、固定資産の所有者が1人も明らかにならない場合は、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課することができることとするものであります。

また、現所有者の申告について規定する第67条の6は、新たに登記簿または補充課税台帳に所有者として登記または登録されている個人が死亡している場合、現に所有している者に対し氏名・住所等必要な事項を申告させることとするものであります。

なお、施行期日は公布の日であります。

次に、市たばこ税において課税標準を定める第86条の改正は、紙巻たばこに類似したリトルシガーのような軽量な葉巻たばこについて、国税において紙巻たばこと同等の税負担となるよう、1本当当たりの重量が1グラム未満の軽量な葉巻たばこ1本を紙巻たばこ1本に換算することとされたことから、市たばこ税においてもこの換算方式を規定するものであります。

なお、施行期日は令和2年10月1日であります。

ただし、急激な税負担の変化が及ぼす企業や消費者への影響にも一定の配慮を行う趣旨から、令和2年10月1日から令和3年9月30日までの間については、1本当当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこに限ることとし、その場合の換算方法は、葉巻たばこ1本を紙巻たばこ0.7本に換算する方法として、2段階で実施することといたしております。

次に、固定資産税の課税標準の特例を定める附則第10条の2の改正ですが、再生可能エネルギー発電設備等の固定資産税の課税標準の特例について法律の委任により定める、いわゆるわがまち特例を定めるものであります。

まず、水力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備で、総務省令で定める規模以上のものの課税標準特例を定める附則第10条の2第17項につきましては、当該土地に係る固定資産

税の課税標準となるべき価格に、4分の3を乗じて得た額を課税標準とするものであります。

続きまして、水防法第15条の6第1項の規定により指定された浸水被害軽減地区内にある土地の課税標準特例を定める附則第10条の2第25項につきましては、当該土地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に、3分の2を乗じて得た額を課税標準とするものであります。

次に、第2条の主な改正を申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例を定める附則第24条の改正ですが、所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律に規定する指定行事のうち、市長が指定するものについて、中止もしくは延期またはその規模の縮小により生じた払戻請求権を期間内に放棄した場合は、当該請求権相当額を寄附金税額控除の対象とするものであります。

また、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例を定める附則第25条の改正ですが、租税特別措置法等に規定する住宅の特例取得に係る債務等を個人の市民税の額から控除する住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を令和16年度まで延長するものです。

なお、施行期日は令和3年1月1日であります。

次に、第3条の主な改正を申し上げます。

高浜市税条例等の一部を改正する条例において改正いたしました、個人の市民税の非課税の範囲を定める第26条の改正規定について、第1条において人的非課税措置にひとり親を追加したことに伴い、単身児童扶養者を個人の市民税の非課税措置の対象に加える改正規定を削るものであります。

なお、施行期日は公布の日であります。

そのほかは、所要の規定の整備及び条文の整備を行うものであります。

続きまして、議案第34号 高浜市都市計画税条例の一部改正について御説明申し上げます。

課税標準の特例について定める附則第5項では、固定資産税の場合と同様に、水防法第15条の6第1項の規定により指定された浸水被害軽減地区内にある土地について、当該土地に係る都市計画税の課税標準となるべき価格に、3分の2を乗じて得た額を課税標準とするものであります。

なお、施行期日は公布の日であります。

そのほかは地方税法の一部改正等に伴い、改元対応及び引用条項の条項ずれを措置するものであります。

続きまして、議案第35号 高浜市国民健康保険条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対し、傷病手当金の支給を行うものでございます。

まず、附則第2条では、給与等の支払いを受けている被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われ、療養のために労務に服することができないときは、傷病手当金を支

給することとするものです。

傷病手当金の額は、直近の継続した3か月間の給与等の合計額を就労日数で除した額に、3分の2を乗じて得た額を日額といたしまして、当該日額に支給対象日数を乗じた額とすることとし、傷病手当金の支給期間は、支給が開始された日から1年6か月を超えないものといたしております。

次に、附則第3条では、給与等の全部または一部を受けることができる者に対しては、傷病手当金を支給しないこととし、傷病手当金よりも給与等の支給額が少ないときは、その差額を支給することといたしています。

なお、附則におきまして、この条例の施行は公布の日からとし、傷病手当金の支給につきましては、令和2年1月1日から適用することといたしております。

続きまして、議案第36号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案は、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額及び減額の対象となる所得の基準を改定するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等の国民健康保険税の減免を行うものでございます。

初めに、第2条の改正は、課税限度額につきまして基礎課税額を現行の「61万円」から「63万円」に、介護納付金課税額を現行の「16万円」から「17万円」に改めるものであります。

次に、第23条の改正は、所得の少ない世帯に対する軽減対象の基準を拡大するもので、5割軽減の対象につきましては、所得の算定におきまして被保険者の人数に乘すべき額を現行の「28万円」から「28万5,000円」に、2割軽減の対象につきましては、所得の算定におきまして被保険者の人数に乘すべき額を現行の「51万円」から「52万円」に改めるものであります。

続いて、第25条第2項にただし書を加える改正は、国民健康保険税の減免申請書の提出につきまして、納期限前7日までに申請することができないことに相当の理由があると認められるときは、同日後においても申請をすることができるよう改めるものであります。

なお、附則におきまして、この条例の施行は公布の日からとし、第2項において、国民健康保険税の課税限度額及び軽減対象基準の改正につきましては、令和2年度分以後の国民健康保険税について適用し、平成31年度分までの国民健康保険税については、従前の例によることといたしております。

また、附則第3項におきまして、国民健康保険税の減免申請書の提出につきましては、令和2年2月1日以後の納期限の国民健康保険税から適用し、同日前の納期限のものについては、従前の例によることといたしております。

続きまして、議案第37号 高浜市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

附則に1項を加える改正は、市が行う事務の特例として、新型コロナウイルス感染症に感染し

た被保険者等に対する、愛知県後期高齢者医療広域連合への傷病手当金の支給に係る申請書の受付に関する事務を加えるものであります。

なお、附則におきまして、この条例の施行は公布の日からといたしております。

説明は以上のとおりであります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（杉浦辰夫） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） それでは、議案第38号 高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について御説明申し上げます。

別添の参考資料12ページ、13ページ、新旧対照表も併せて御覧いただきますようお願い申し上げます。

本案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令、以降、改正令と言いますが、本年3月27日に公布され、同年4月1日に施行されたことを受け、高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正が必要となったことから、関係条文の整理を行うものでございます。

次に、本条例の改正内容でございますが、第5条補償基礎額では、消防団員等が公務災害にあった場合の補償基礎額並びに消防作業従事者等の補償基礎額を、改正令との整合性を図るため、参考資料のとおり金額を改めるものでございます。

次に、附則第3条の4障害補償年金前払一時金及び附則第4条遺族補償年金前払一時金では、両年金の支給を、前払い一時金の支給により停止する場合の停止期間等の算定に用いる利率を、現行の5%から事故発生日における法定利率に改めるものでございます。そのほか所要の規定の整備を行うものであります。

以上が改正の内容でございます。

なお、附則第1項におきまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の規定は、令和2年4月1日から適用することとし、第2項では、改正後の規定は令和2年4月1日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金等について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金等を除く損害補償及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお、従前の例によるものといたすものでございます。

議案第38号の説明は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（杉浦辰夫） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） それでは、議案第39号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

参考資料及び新旧対照表も併せて御覧いただきますようお願いいたします。

本案は、令和2年3月30日に公布されました介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算

定等に関する政令の一部を改正する政令により、令和2年度における介護保険料について、低所得者の保険料を軽減するため、保険料率を改定するものでございます。

具体的には、保険料率を定める第11条において、第1項第1号に該当する者の年額保険料を「2万2,230円」から「1万7,100円」に、第2号を「3万5,910円」から「2万7,360円」に、第3号を「4万6,170円」から「4万4,460円」にそれぞれ減額するものでございます。

なお、附則において、施行期日は公布の日からとし、改正後の規定は令和2年4月1日から適用し、平成31年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものとしております。

説明は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（杉浦辰夫） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） それでは、議案第40号から議案第44号の5議案について、順次御説明申し上げます。

議案参考資料13ページから15ページ及び新旧対照表も併せて御参照いただきますようお願い申し上げます。

まず、議案第40号 高浜市体育センターの設置及び管理に関する条例の廃止についてでございますが、高浜小学校等整備事業の第2期施設のメインアリーナ、サブアリーナの一般利用の開始に伴い、高浜市体育センターを公の施設から廃止するものであります。

なお、附則の第1項におきまして施行日を令和2年12月24日からとし、第2項におきまして使用料及び手数料条例の一部を改正し、別表第1、公の施設の部、体育センターの項を削るものとしております。

次に、議案第41号 高浜市地域交流施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案は、高浜小学校等整備事業の第2期施設の「サブアリーナ」を地域交流施設の構成施設に加えるものであります。

改正の内容は、第1条において設置目的に「スポーツを支える環境の創出」を加え、第3条で「サブアリーナ」を構成施設に追加し、第4条において地域交流施設の事業に「スポーツの推進に関する事業」を追加し、第5条において許可施設に「サブアリーナ」を加えております。

なお、附則の第1項におきまして、施行日を令和3年1月4日からとし、ただし、第3項の規定中、別表第2の改正規定については、令和2年10月1日から施行することとし、第2項において準備行為について定めております。

また、第3項において使用料及び手数料条例の一部を改正し、別表第1、公の施設の部の地域交流施設の項に「サブアリーナ」を追加し、その使用料を1時間1,320円と定め、別表第2に、地域交流施設の事務管理室の一部を特定非営利活動法人たかはまスポーツクラブが継続的に利用する場合の使用料を追加し、その使用料を一月3万1,700円と定め、別表第4注1に「地域交流

施設」を加え、備品の使用料について定めるものとしています。（訂正後述あり）

第4項、第5項においては、経過措置として、利用等の許可を受けた者から、施行日前に使用料を徴収することができるものとしています。

次に、議案第42号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案は、主に高浜小学校体育館メインアリーナの供用開始に伴い、使用料を定めるものであります。

改正の内容は、第1条において、現高浜小学校体育館の解体に伴い、別表第1、行政財産の目的外使用の部、高浜小学校の項から体育館を削除するものであります。

第2条においては、高浜小学校体育館メインアリーナ等の一般利用開始に伴い、別表第1、行政財産の目的外使用の部、高浜小学校の項に、新たな使用料として、体育館メインアリーナ1時間1,760円、半面のみのは1時間880円、ステージを利用するときは1時間につき480円を追加、空調設備を利用するときは1時間につき2,000円の追加、移動観覧席を利用するときは1時間につき300円を追加することとし、控室1、控室2を1時間40円、音楽室1時間350円、多目的室1時間440円、家庭科室1時間350円を定め、別表第4に設備の使用料を定めております。

なお、附則の第1項におきまして、第1条の規定は令和2年10月1日から施行することとし、第2条の規定は令和3年1月4日から施行することといたしております。また、第2項において、利用の許可を受けた者から、施行日前においても使用料を徴収することができるものといたしております。

次に、議案第43号 高浜市児童センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案は、高浜小学校等整備事業の第2期施設、高浜児童センターの利用開始に伴い、当該施設を公の施設として新たに設置するものであります。

改正の内容は、第2条の表に「高浜市高浜児童センター」を加えるものであります。

なお、附則の第1項におきまして、施行日を令和3年1月4日からとし、第2項におきまして、使用料及び手数料条例の一部改正により、別表第1、行政財産の目的外使用の部に「高浜児童センター」を加え、新たな使用料として、集会室1時間200円、多目的室1時間200円、児童クラブ室1時間370円、遊戯室1時間380円を定めるものであります。

最後に、議案第44号 高浜市スポーツ施設の指定管理の指定の変更については、高浜市体育センターの廃止時期の変更に伴い、指定管理者の指定期間の変更をするものであります。

変更の内容は、体育センターの指定期間中「平成31年4月1日から平成32年8月31日まで」を「平成31年4月1日から令和2年12月23日まで」とするものであります。

説明は以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（杉浦辰夫） 教育長。

○教育長（都築公人） それでは、議案第45号 事業契約の変更について提案理由を御説明申し上げます。

なお、別添の参考資料も併せて御参照いただきますようお願い申し上げます。

今回の事業契約の変更は、高浜小学校等整備事業において、旧校舎解体時にアスベスト処理が発生し、2期工事の引渡し日が当初予定の令和2年8月20日から47日間遅れ、令和2年10月6日となります。よって、2期工事に係る事業者からの建設費の借入期間が短縮されますので、割賦手数料が80万4,846円減額し、変更後の契約金額を48億9,283万8,639円とするものであります。

説明は以上のとおりでございます。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（杉浦辰夫） ここで、暫時休憩いたします。再開は11時5分。

午前10時54分休憩

午前11時4分再開

○議長（杉浦辰夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（杉浦辰夫） ここで、当局より発言を求められていますので、これを許可します。

こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 先ほどの議案第41号 高浜市地域交流施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についての説明の中で、附則の第3項の地域交流施設の事務管理室の一部を特定非営利活動法人たかほまスポーツクラブが継続的に利用する場合の使用料について、一月3万1,700円と申し上げましたが、一月3万1,730円に修正させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（杉浦辰夫） 日程第6 議案第46号から議案第49号までを会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（内田 徹） 議案第46号 令和2年度一般会計補正予算（第4回）につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の5ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億1,173万7,000円を追加し、補正後の予算総額を225億6,804万8,000円といたすものであります。

8ページをお願いいたします。

債務負担行為補正のスポーツ施設指定管理料は、たかほまスポーツクラブのたかぴあ事務室利

用料の増等に伴い、新たに期間及び限度額を定めるもので、教育用タブレット端末等借上料は、G I G Aスクール構想の加速による I C Tを活用した学習環境の整備を早期に行うため、4月臨時会で設定いたしました限度額を増額いたすものであります。

28ページをお願いいたします。

歳入について申し上げます。

13款1項6目教育使用料は、高浜小学校等整備事業において、令和3年1月から供用を開始するメインアリーナ、サブアリーナ等の使用料収入を増額いたすものであります。

14款1項1目民生費国庫負担金及び15款1項1目民生費県負担金は、介護保険料第1段階から第3段階までの方の保険料軽減に対する低所得者保険料軽減負担金を計上いたすものであります。

14款2項1目総務費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルス感染症拡大の防止及び拡大の影響を受けている地域経済や市民生活の支援を通じた地域創生に資する事業に対し交付されるもので、5目教育費国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対策として、小・中学校の臨時休業期間中における学校給食食材費等補償金に対する学校臨時休業対策費補助金を計上いたすものであります。

15款2項1目総務費県補助金は、地域における日本語教育を推進するための補助金を、15款3項6目教育費委託金は、道徳教育の抜本的な改善・充実に係る支援業務を実施するための委託金をそれぞれ計上いたすものであります。

30ページをお願いします。

18款1項1目基金繰入金は、今回の補正予算の財源調整として、財政調整基金繰入金を増額いたすものであります。

20款4項4目雑入の地域活性化センター助成金は、市制施行50周年記念事業等における記念展示物制作業務に対する助成金で、自治総合センターコミュニティ助成金は、まちづくり協議会の活動に必要な備品等の購入に対する助成金を計上いたすものであります。

32ページをお願いいたします。

歳出について申し上げます。

1款1項1目議会費は、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う現下の社会経済情勢に鑑み、議員の政務活動費を減額いたすものであります。

2款1項2目文書管理費は、土地及び償却資産の評価に係る審査決定取消請求訴訟の控訴がなされたことに伴い、控訴審の対応業務を弁護士に委託するための委託料を計上いたすものであります。

3目市民活動支援費は、まちづくり協議会の活動に必要な備品購入費等を計上いたすものであります。

12目企画費の5、アスタのたかはま研究事業は、日本語能力が十分でない外国人が生活等に必

要な日本語能力を身に着けられるよう、日本語教育を推進するための委託料を計上いたすもので、12、市制施行50周年記念事業は、市制施行50周年記念事業として、記念展示物を制作するための費用を計上いたすものであります。

3款1項16目介護保険事業費は、介護保険料第1段階から第3段階の方の保険料の軽減について、軽減相当額を介護保険特別会計保険事業勘定に繰り出すものであります。

7款1項2目商工業振興費は、新型コロナウイルス感染症対策として地域経済の活性化を促すため、プレミアム商品券発行支援事業を実施いたすものであります。

34ページをお願いします。

10款2項1目及び3項1目学校管理費の小学校と中学校の給食運営事業は、小・中学校における臨時休業期間において、事業者から購入した食材費や処分費、事業者から既に発注された食材のキャンセル料等を補償金として計上いたすもので、小学校と中学校のICT教育推進事業は、国のGIGAスクール構想の加速によるICTを活用した学習環境の整備を早期に行うため、教育用タブレット端末等借上料を増額いたすものであります。

10款4項1目幼児教育費は、高浜南部幼稚園において、道德教育の抜本的な改善・充実に係る支援事業を実施するための講師謝礼等を計上いたすものであります。

10款5項2目生涯学習機会提供費は、地域交流施設たかぴあのサブアリーナ等の供用が、令和3年1月から始まることに伴い、地域交流施設運営業務委託料を増額いたすものであります。

36ページをお願いします。

10款6項2目生涯スポーツ費は、体育センターの閉場時期の変更に伴い、スポーツ施設指定管理料を減額いたすものであります。

説明は以上のおりでございます。よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉浦辰夫） 市民部長。

○市民部長（磯村和志） では、議案第47号 令和2年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）について御説明申し上げます。

補正予算書の11ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ100万円を追加し、補正後の予算総額を32億7,894万7,000円といたすものであります。

46ページをお願いいたします。

歳入について申し上げます。

3款1項1目保険給付費等交付金は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、国が傷病手当金支給の検討を保険者に要請するとともに、緊急的・特例的な措置として、その費用に関する財政支援を決定したことを受け、100万円を計上いたすものであります。

次に、歳出について申し上げますので、48ページをお願いいたします。

2款6項1目傷病手当金は、新型コロナウイルス感染症に感染あるいは発熱等の症状があり、感染が疑われる被用者が生活に困窮しないよう、申請により支給する傷病手当金100万円を計上いたすものであります。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（杉浦辰夫） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） それでは、議案第48号 令和2年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第1回）について御説明申し上げます。

補正予算書17ページをお願いいたします。

今回の補正は、保険事業勘定で歳入歳出の総額に変更はなく、18ページの第1表、歳入歳出予算補正の総括表のとおり、補正額はゼロとなっております。

次に、補正予算説明書58ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、1款1項1目第1号被保険者保険料は、低所得者の軽減強化により、所得段階1から3の保険料を減額いたすものであります。

7款1項1目一般会計繰入金は、低所得者の軽減強化により減額となった保険料分を一般会計から繰り入れるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（杉浦辰夫） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） それでは、議案第49号 令和2年度高浜市水道事業会計補正予算（第1回）について御説明申し上げます。

別冊の水道事業会計補正予算書（第1回）の3ページをお願いいたします。

第2条は、収益的収入及び支出の予定額について補正するものでございます。

収入は、第1款水道事業収益、第1項営業収益で、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う市民や事業者に対し経済的な負担を軽減するとともに、市民の手洗いの実施による感染予防の支援として、水道基本料金を4カ月間免除する予定額8,261万5,000円を減額し、7億5,964万3,000円とするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（杉浦辰夫） 日程第7 報告第3号から報告第6号までを会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

報告、説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（磯村和志） それでは、報告第3号 権利放棄の報告について御説明申し上げます。

本件は、金銭の給付を目的とする市の債権に関し、高浜市債権管理条例第12条により、別紙のとおり私債権169件、128万631円について、令和2年3月31日をもって権利放棄をさせていただきましたので、同条例第13条の規定により、これを御報告申し上げるものでございます。

具体的な内容といたしましては、住宅使用料について令和元年度不納欠損分として2件、88万3,300円、水道料金について令和元年度不納欠損分として167件、39万7,331円をそれぞれ債権管理条例第12条第1号、当該債権について消滅時効が完了したとき及び第3号、破産法その他の法令の規定により債務者が当該債権につきその責任を免れたときにより、債権放棄させていただきましたので、同条例第13条の規定により議会に御報告申し上げるものでございます。

なお、令和元年度の市税等の強制徴収公債権の不納欠損状況につきましては、別途配付させていただいておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

説明は以上でございます。

○議長（杉浦辰夫） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 報告第4号 繰越明許費繰越計算書につきまして御説明申し上げます。

表紙を1枚跳ねていただきまして、本件は令和2年3月定例会における、令和元年度一般会計補正予算（第6回）及び令和元年度一般会計補正予算（第7回）におきまして、繰越明許費としてお認めをいただきました6事業につきまして、令和2年度に繰越しをさせていただきましたので、その御報告をさせていただくものでございます。

繰越事業の内容でございますが、3款民生費の吉浜北部保育園給食室空調機更新工事業は、今年度の夏季からの運用に向けて、事業費を繰り越して更新工事を行うため繰越しをさせていただいたものでございます。

10款教育費の港小学校防火シャッター改修工事業及び高浜中学校防火シャッター改修工事業は、法定点検により故障が発見されたことに伴うもので、高浜中学校音楽室増築事業は、工事工程の調整の結果、年度内の執行が困難なため繰越しをさせていただいたものであります。GIGAスクール構想推進事業は、国のGIGAスクール構想及び教育のICT化に向けた5か年計画に基づくもので、国からの補助金を受け、事業費を繰り越して工事等を行うため繰越しをさせていただいたものでございます。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（杉浦辰夫） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） 報告第5号 令和元年度高浜市土地開発公社の経営状況について御報告申し上げます。

まずもって、提出日の日付に誤りがありましたことをお詫び申し上げます。

それでは、報告をさせていただきます。

本件は、去る5月13日に会計監査に付し、5月22日の土地開発公社理事会において認定をいた

だいているものでございます。

令和元年度の決算書をお願いいたします。

初めに、3ページをお願いいたします。

事業報告でございますが、令和元年度は市道港線歩道設置事業、田戸町交差点工区の用地の先行取得を執行いたしました。

次に、処分でございますが、平成26年度に取得した中央保育園駐車場用地と、平成30年度に取得した市道港線視距改良及び歩道設置事業、横浜橋南工区の処分を執行いたしております。

次に、下段の1、令和元年度理事会議決事項でございますが、令和元年度は2回の理事会を開催いたしております。

次に、4ページ及び5ページをお願いいたします。

2、事業報告書でございます。

事業報告は事業別の明細で、一番右側の当期末未処分用地の最下段の合計欄を御覧ください。

期末の保有面積は4,300.54平方メートルで、金額は3億2,893万4,467円でございます。

次に、6、7ページをお願いいたします。

3、決算報告書でございます。

まず収益的収入及び支出でございますが、収入の1款事業収益は決算額が1億1,425万2,464円で、内訳は公有地の処分に伴う売却収益及び保有土地の賃貸等の収益でございます。

2款事業外収益の決算額5,206円は、現金預金の受取利息及び雑収益でございます。

次に、支出の1款事業原価の決算額1億1,251万864円は、公有地売却収益に対する原価でございます。

2款販売費及び一般管理費の決算額99万3,576円は、役員報酬、法人市県民税の均等割、有償貸付地に係る固定資産税等の支払いでございます。

次に、8ページ、9ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

初めに、収入の1款資本的収入の決算額は1億3,758万7,799円で、内訳は公有地の取得事業に係る費用の借入金及び収益的収入の公有地売却収益を資本的収入に振り替える造成事業費用振替収入でございます。

次に、支出の1款資本的支出の決算額は1億3,758万7,799円で、内訳は1項公有地取得事業費は、市道港線関連の用地取得に係る用地費、補償費、公有地取得事業に関する借入金の利息などでございます。

また、2項償還金は、中央保育園駐車場用地と市道港線関連の用地取得の処分に伴う借入金の償還費用でございます。

次に、10ページをお願いいたします。

4、予算繰越計算書でございますが、令和元年度に先行取得をした市道港線関連の土地に建築してある建物が年度内に除却できないため、用地取得に係る予算の一部を令和2年度に繰越しをさせていただいております。なお、翌年度繰越額は4,406万9,178円で、その財源は借入金でございます。

次に、11ページをお願いいたします。

5、損益計算書でございます。

損益計算書は当該年度の利益を計算したもので、令和元年度は当期純利益が75万3,230円となりました。

次に、12ページをお願いいたします。

6、貸借対照表でございます。

貸借対照表は令和2年3月31日現在の資産状況と負債・資本状況を取りまとめたもので、資産合計は負債資本合計と同額の4億1,280万2,812円となっております。

次に、13ページをお願いいたします。

7、事業原価計算書でございます。

事業原価計算書は公有用地に係る当該年度の原価を計算したもので、令和元年度末の公有用地の原価は1億2,501万190円となっております。

次に、下段の8、剰余金計算書及び14ページ上段の9、剰余金処分計算書でございますが、平成30年度から繰り越された利益剰余金と、令和元年度の当期純利益との合計額9,261万3,454円を令和2年度に繰越しをいたしましたものでございます。

次に、10、財産目録でございます。

財産目録は令和2年3月31日現在の財産状況をまとめたもので、純財産が1億261万3,454円でございます。

次に、15ページをお願いいたします。

11、キャッシュ・フロー計算書でございます。

キャッシュ・フロー計算書は、土地開発公社が保有する現金及び現金同等物の資金が明確となるキャッシュ・フローで、令和元年度は現金及び現金同等物が75万3,230円増加いたし、期末残高は2,979万9,167円となっております。

次に、16ページをお願いいたします。

12、資本金明細表でございます。

資本金明細表は公社設立に伴う出資金を整理したもので、基本財産1,000万円は高浜市から出資をいただいているものでございます。

次に、13、借入金明細表でございます。

この借入金明細表は当該年度の借入れに関する利率や借入方法、金額を整理したもので、令和

2年3月31日現在の借入金は2億6,612万180円で、現在の融資利率は0.08%でございます。

最後に、17ページをお願いいたします。

この表は令和2年3月31日現在における公社所有地の一覧表でございます。御参照いただきたいと存じます。

報告は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉浦辰夫） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 報告第6号 令和元年度高浜市総合サービス株式会社の経営状況につきまして御報告を申し上げます。

表紙を1枚跳ねていただきまして、決算報告書の1ページ、営業の報告をお願いいたします。

初めに、営業の概要につきましては、第26期は高浜市から40業務を受託したほか、高浜市以外では高浜市社会福祉協議会、衣浦衛生組合などから21業務を受託いたしました。

第26期の売上高は、前年度より約4.6%減の5億5,189万円となっております。

この内訳につきましては、4ページの売上高明細書をお願いいたします。

受託収入といたしましては、1、エコハウス施設管理収入から21、観光サービス事業収入まで合わせて5億26万1,582円で、事業収入は物販事業収入5,163万6,591円となっております。

1ページにお戻りをいただきまして、営業の概要の末尾の段落をお願いいたします。

従業員の体制でございますが、令和2年3月31日現在、正規社員64人、臨時社員193人、合計257人により、それぞれ各種業務の遂行に当たっております。このうち60歳以上の社員が93人で36.2%、女性社員につきましては205人で79.8%となっております。

2ページをお願いいたします。

貸借対照表につきましては、初めに表の左欄の資産の部であります。資産合計は2億8,544万6,327円で、前期と比較しますと194万7,342円の増額となっております。うち流動資産は現金・預金、商品・製品、未収入金などを合わせまして2億7,784万7,434円、固定資産は有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産を合わせまして759万8,893円となっております。

次に、表の右欄の負債の部であります。流動負債は未払金から賞与引当金まで合わせまして6,126万893円であります。

表の右欄下段の純資産の部は、資本金5,000万円と利益剰余金1億7,418万5,434円を合わせまして、純資産合計は2億2,418万5,434円となっております。

3ページをお願いします。

損益計算書でございますが、売上高は5億5,189万8,173円で、販売費及び一般管理費は5億1,377万291円となっております。

この内訳につきましては、5ページの販売費及び一般管理費をお願いいたします。

主な経費であります人件費は、1、給料手当、2、退職給与金、3、法定福利費を合わせます

と4億4,513万2,284円で、全体の86.6%となっています。

3ページにお戻りをいただきまして、表の中段をお願いいたします。

営業外収益、営業外費用等を加除しました経常損失は118万2,957円で、表の末尾から4行目の税引前当期純損失は117万8,959円、法人税住民税等及び法人税等調整額を控除しました当期純損失は159万9,437円となっております。

6ページをお願いいたします。

株主資本等変動計算書であります。当期末の株主資本残高は、当期首残高の株主資本合計2億2,578万4,871円から当期純損失159万9,437円を減じました2億2,418万5,434円となっております。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお申し上げます。

○議長（杉浦辰夫） ただいまの報告第3号から報告第6号までは報告事項でございますので、御了承をお願いいたします。

○議長（杉浦辰夫） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

再開は6月16日午前10時であります。

本日はこれをもって散会といたします。御協力ありがとうございました。

午前11時34分散会
